福井県公安委員会　開催概要

平成２２年９月１０日開催「移動公安委員会」

（高速道路交通警察隊）

会議状況

1　高速隊の事務概況報告

県警察から、高速道路交通警察隊の沿革、組織・管轄区域及び重点取組業務等について報告があった。

委員から「降雪時にトレーラーなど大型車がチェーンを装着せずに走行するのを見かけるが、相当危険である。チェーン装着等をしっかりチェックしているのか。」との確認があり、県警察から「降雪の状況に応じて、各サービスエリアに車両を引き込み、道路管理者がチェーンチェックを行っている。また、チェックを受けた後にチェーンを外す違反者については、高速隊が厳しく指導取締りを行うなどスリップによる交通事故の防止に努めている。」との説明があった。

委員から「県内の高速道路のインターチェンジで、流出入量が最も多いのはどこか。ＥＴＣゲート付近での追突事故等は発生しているのか。」などの確認があり、県警察から「敦賀ＩＣが最も多く利用されている。ＥＴＣゲートでは通過速度を２０㎞/hに規制したことで、追突事故や遮断機衝突事故の発生は大きく減少した。」旨の説明があった。

また、同委員から、最近における高速隊員の受傷事故の発生について確認があり、県警察から「高速隊員の受傷事故は、平成５年、同１６年、そして本年に１件ずつ発生し、いずれも軽傷事故であった。本年７月に発生した受傷事故は、実況見分中に規制線を突破して入ってきたトラックが、公用車に突込み、隊員に全治５日間（頸椎捻挫）の怪我を負わせた。」旨の説明があった。

続けて、同委員から高速道路における逆走事案の発生状況について確認があり、県警察から「逆走事案は年間４，５件発生し、特に、高齢運転者が多い。逆走事案が発生した場合、インターチェンジ間を通行止めにして、交通を完全に遮断した上、逆走車を排除している。」旨の説明があった

委員から「自動車の高速走行性能は高まり、高速道路上で活動する高速隊員の危険度は増しているので、今後とも受傷事故の防止対策には万全を期していただきたい。」旨の発言があった。

2　包括的案件

〈報告事項〉

（１）大野市内のコンビニにおける強盗殺人事件の検挙

県警察から、本年８月２７日未明に大野市内のコンビニエンスストアで発生した

強盗殺人事件の被疑者を９月４日に逮捕した旨の報告があった。

委員から、「県警察の威信をかけた捜査により、犯人を逮捕できたことは大変喜ばしく、また、県民の信頼も得られたと思う。捜査員に心から感謝したい。残り２件のコンビニ強盗事件についても、犯人逮捕に全力を尽くしていただきたい。」旨の発言があった。

（２）インターネットサイトを利用した児童ポルノＤＶＤ販売事件の検挙

県警察から、福岡県警及び千葉県警と合同捜査中のインターネットサイトを利用した児童ポルノＤＶＤ販売等事件について、被疑者６人を逮捕した旨の報告があった。

委員から、児童ポルノ販売にかかる罰則規定について確認があり、県警察から「この種事件は児童ポルノ規制法の適用を受けるが、児童ポルノの提供又は公然と陳列した者は、５年以下の懲役若しくは５００万円以下の罰金が科せられる。」との説明があった。

委員から「本件は児童を利用した悪質な犯罪である。厳しく取調べて被害拡大を防いでいただきたい。」旨の発言があった。

（３）高速道路等における速度規制の見直し

県警察から、全国一斉に行われる高速道路等の速度規制の見直しに関し、交通規制基準改正の内容、県内の見直し対象区間及び今後の見直しスケジュールについて報告があった。

委員から、「全国一斉で実施される速度規制の見直しは、高速道路や自動車専用道路以外の国道や県道はしないのか。」との確認があり、県警察から「国道等は昨年から見直し作業に入っており、県内６０ヵ所程度の対象路線を選定し作業を進めている。」との説明があった。

委員から、トンネル内の速度規制について確認があり、県警察から「トンネルの内外に関わらず、区間内は同じ速度規制となる。ただし、雨・風・雪など、気象条件に応じた規制速度の一時的な変更はある。」旨の説明があった。

委員から、「速度規制を緩和することで交通事故が増加することがないように、十分調査して慎重に速度規制の見直しを実施していただきたい。」旨の発言があった。

３　運転免許の処分関係

本日（９月１０日）実施した道路交通法違反等に関する意見の聴取２件の実施結果と処分内容に関する説明を受け、原案のとおりこれを決定した。

４　個別決裁

○　大阪府警との合同捜査にかかる警察職員の援助要求

大阪府公安委員会から大阪府警察・福井県警察合同捜査第３号事件にかかる警察職員の援助要求を受け、これに同意した。